

# 平成28年度「雇用保険料率」の改定について

平成28年4月1日以降の失業等給付の雇用保険料率が労働者負担・事業主負担ともに1/1000ずつ引き下げとなります。

併せて、雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）が平成28年4月1日から0.5/1000引き下げとなります。

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの雇用保険料率は下表のとおりとなります。

## 平成28年度の雇用保険料率

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率	
			失業等給付の 保険料率	雇用保険 二事業の保険料率		
一般の事業		<b>4/1000</b>	<b>7/1000</b>	4/1000	3/1000	<b>11/1000</b>
平成27年度		5/1000	8.5/1000	5/1000	3.5/1000	13.5/1000
農林水産・ 清酒製造の事業		<b>5/1000</b>	<b>8/1000</b>	5/1000	3/1000	<b>13/1000</b>
平成27年度		6/1000	9.5/1000	6/1000	3.5/1000	15.5/1000
建設の事業		<b>5/1000</b>	<b>9/1000</b>	5/1000	4/1000	<b>14/1000</b>
平成27年度		6/1000	10.5/1000	6/1000	4.5/1000	16.5/1000

★下段は平成27年度の雇用保険料率

